

○沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則

(昭和47年5月15日沖縄県公安委員会規則第3号)

| | | | |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|
| 改正 | 昭和47年12月21日公規則第23号 | 昭和48年5月4日公規則第5号 | 昭和48年6月14日公規則第7号 |
| | 昭和48年12月26日公規則第12号 | 昭和49年2月21日公規則第1号 | 昭和49年4月1日公規則第3号 |
| | 昭和49年5月1日公規則第6号 | 昭和49年6月6日公規則第8号 | 昭和49年6月13日公規則第9号 |
| | 昭和49年11月11日公規則第11号 | 昭和50年3月31日公規則第4号 | 昭和50年5月1日公規則第6号 |
| | 昭和50年9月29日公規則第9号 | 昭和50年12月25日公規則第12号 | 昭和51年3月1日公規則第3号 |
| | 昭和51年7月5日公規則第8号 | 昭和51年9月9日公規則第10号 | 昭和53年3月20日公規則第3号 |
| | 昭和54年1月18日公規則第1号 | 昭和54年2月23日公規則第2号 | 昭和54年4月12日公規則第7号 |
| | 昭和54年8月23日公規則第9号 | 昭和55年3月31日公規則第5号 | 昭和55年5月26日公規則第6号 |
| | 昭和55年7月10日公規則第9号 | 昭和55年11月25日公規則第13号 | 昭和56年1月26日公規則第1号 |
| | 昭和56年3月30日公規則第5号 | 昭和56年7月2日公規則第7号 | 昭和56年12月24日公規則第8号 |
| | 昭和57年2月1日公規則第1号 | 昭和57年3月25日公規則第3号 | 昭和57年3月29日公規則第5号 |
| | 昭和57年4月5日公規則第6号 | 昭和57年9月2日公規則第10号 | 昭和57年12月27日公規則第11号 |
| | 昭和58年1月24日公規則第2号 | 昭和58年3月28日公規則第4号 | 昭和58年4月18日公規則第7号 |
| | 昭和58年5月12日公規則第8号 | 昭和58年6月16日公規則第9号 | 昭和59年2月2日公規則第1号 |
| | 昭和59年2月16日公規則第2号 | 昭和59年3月26日公規則第5号 | 昭和59年4月20日公規則第8号 |
| | 昭和59年12月14日公規則第9号 | 昭和60年2月22日公規則第2号 | 昭和60年3月30日公規則第6号 |
| | 昭和60年6月14日公規則第10号 | 昭和61年1月28日公規則第1号 | 昭和61年3月28日公規則第2号 |
| | 昭和61年11月21日公規則第7号 | 昭和62年2月10日公規則第1号 | 昭和62年2月13日公規則第2号 |
| | 昭和62年4月1日公規則第3号 | 昭和62年8月25日公規則第8号 | 昭和63年3月29日公規則第2号 |

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 昭和 63 年 10 月 21 日公規則第 4 号 | 平成 2 年 10 月 26 日公規則第 4 号 | 平成 4 年 1 月 31 日公規則第 1 号 |
| 平成 5 年 5 月 25 日公規則第 3 号 | 平成 6 年 10 月 28 日公規則第 15 号 | 平成 7 年 3 月 31 日公規則第 1 号 |
| 平成 7 年 11 月 14 日公規則第 5 号 | 平成 9 年 3 月 7 日公規則第 2 号 | 平成 9 年 4 月 22 日公規則第 6 号 |
| 平成 9 年 10 月 21 日公規則第 12 号 | 平成 10 年 1 月 20 日公規則第 1 号 | 平成 11 年 3 月 2 日公規則第 2 号 |
| 平成 11 年 4 月 1 日公規則第 7 号 | 平成 12 年 3 月 24 日公規則第 4 号 | 平成 13 年 3 月 23 日公規則第 3 号 |
| 平成 14 年 3 月 29 日公規則第 3 号 | 平成 16 年 3 月 5 日公規則第 2 号 | 平成 16 年 4 月 6 日公規則第 6 号 |
| 平成 17 年 3 月 31 日公規則第 3 号 | 平成 17 年 5 月 27 日公規則第 10 号 | 平成 17 年 9 月 27 日公規則第 14 号 |
| 平成 17 年 12 月 27 日公規則第 15 号 | 平成 18 年 3 月 31 日公規則第 3 号 | 平成 19 年 3 月 30 日公規則第 2 号 |
| 平成 19 年 12 月 25 日公規則第 17 号 | 平成 20 年 3 月 28 日公規則第 4 号 | 平成 21 年 3 月 30 日公規則第 3 号 |
| 平成 23 年 10 月 21 日沖縄県公安委員会規則第 6 号 | 平成 24 年 5 月 22 日沖縄県公安委員会規則第 4 号 | 平成 24 年 8 月 3 日沖縄県公安委員会規則第 8 号 |
| 平成 24 年 10 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 10 号 | 平成 25 年 3 月 26 日沖縄県公安委員会規則第 4 号 | 平成 25 年 7 月 19 日沖縄県公安委員会規則第 6 号 |
| 平成 26 年 2 月 14 日沖縄県公安委員会規則第 1 号 | 平成 27 年 3 月 6 日沖縄県公安委員会規則第 3 号 | 平成 28 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 2 号 |
| 平成 28 年 4 月 26 日沖縄県公安委員会規則第 8 号 | 平成 29 年 3 月 17 日沖縄県公安委員改規則第 1 号 | 平成 30 年 3 月 30 日沖縄県公安委員会規則第 2 号 |
| 平成 31 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 2 号 | 令和 2 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 8 号 | 令和 3 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 2 号 |
| 令和 4 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 3 号 | 令和 5 年 3 月 3 日沖縄県公安委員会規則第 1 号 | 令和 5 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 3 号 |

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 53 条第 5 項及び第 58 条の規定に基づき、沖縄県警察の交番その他の派出所、駐在所の名称、位置及び所管区を別表のとおり定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 12 月 21 日公規則第 23 号）

この規則は、昭和 47 年 12 月 21 日から施行し、昭和 47 年 12 月 15 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 5 月 4 日公規則第 5 号）

この規則は、昭和 48 年 5 月 4 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 6 月 14 日公規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 12 月 26 日公規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月 24 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 2 月 21 日公規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 2 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日公規則第 3 号）

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 5 月 1 日公規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 6 月 6 日公規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 6 月 13 日公規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 6 月 10 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 11 月 11 日公規則第 11 号）

この規則は、昭和 49 年 11 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 31 日公規則第 4 号）

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 5 月 1 日公規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 9 月 29 日公規則第 9 号）

この規則は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 12 月 25 日公規則第 12 号）

この規則は、昭和 51 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 1 日公規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 5 日公規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 9 月 9 日公規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 20 日公規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 1 月 18 日公規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 2 月 23 日公規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 2 月 19 日から適用する。

附 則（昭和 54 年 4 月 12 日公規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 54 年 8 月 23 日公規則第 9 号）

この規則は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表糸満警察署の項の改正規定中東風平村を東風平町に改正する部分については、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日公規則第 5 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 5 月 26 日公規則第 6 号）

この規則は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表宜野湾警察署の項の改正規定は、同年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 55 年 7 月 10 日公規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 11 月 25 日公規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 1 月 26 日公規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 30 日公規則第 5 号）

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 7 月 2 日公規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 12 月 24 日公規則第 8 号）

この規則は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 2 月 1 日公規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 25 日公規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日公規則第 5 号）
この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 5 日公規則第 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 9 月 2 日公規則第 10 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 12 月 27 日公規則第 11 号）
この規則は、昭和 57 年 12 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 1 月 24 日公規則第 2 号）
この規則は、昭和 58 年 1 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 28 日公規則第 4 号）
この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 18 日公規則第 7 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 5 月 12 日公規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 6 月 16 日公規則第 9 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 2 月 2 日公規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 2 月 16 日公規則第 2 号）
この規則は、昭和 59 年 2 月 21 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 26 日公規則第 5 号）
この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 4 月 20 日公規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 3 月 28 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 12 月 14 日公規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 2 月 22 日公規則第 2 号）

この規則は、昭和 60 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 30 日公規則第 6 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 14 日公規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 1 月 28 日公規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 28 日公規則第 2 号）

この規則は、昭和 61 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 11 月 21 日公規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 2 月 10 日公規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 2 月 13 日公規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 1 日公規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 8 月 25 日公規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 29 日公規則第 2 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 10 月 21 日公規則第 4 号）

この規則は、昭和 63 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（平成 2 年 10 月 26 日公規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 月 31 日公規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月 25 日公規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県警察の派出所、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の規定は、平成 5 年 5 月 20 日から適用する。

附 則（平成 6 年 10 月 28 日公規則第 15 号）

この規則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日公規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 11 月 14 日公規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 7 日公規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 22 日公規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 10 月 21 日公規則第 12 号）

この規則は、平成 9 年 10 月 22 日から施行する。

附 則（平成 10 年 1 月 20 日公規則第 1 号）

この規則は、平成 10 年 1 月 21 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 2 日公規則第 2 号）

この規則は、平成 11 年 3 月 4 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日公規則第 7 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日公規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日公規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日公規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 5 日公規則第 2 号）
この規則は、平成 16 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 6 日公規則第 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日公規則第 3 号）
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 27 日公規則第 10 号）
この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日公規則第 14 号）
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 27 日公規則第 15 号）
この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日公規則第 3 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日公規則第 2 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日公規則第 17 号）
この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日公規則第 4 号）
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日公規則第 3 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 21 日沖縄県公安委員会規則第 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 22 日沖縄県公安委員会規則第 4 号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表与那原警察署の部港交番の項の改正規定は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 3 日沖縄県公安委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 24 年 8 月 6 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表沖縄警察署の部照屋交番の項の改正規定は、平成 24 年 11 月 19 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日沖縄県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 19 日沖縄県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 14 日沖縄県公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表糸満警察署の部摩文仁警備派出所の項を削る改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 6 日沖縄県公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表那覇警察署の部真嘉比交番の項、謝名堂駐在所の項及び久米島交番の項の改正規定並びに同表八重山警察署の部大川交番の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 26 日沖縄県公安委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 17 日沖縄県公安委員改規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日沖縄県公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 8 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 2 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 3 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 日沖縄県公安委員会規則第 1 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 3 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

交番等の名称、位置及び所管区
[別紙参照]